大口町告示第７４号

大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年８月２０日

大口町長　　鈴　木　雅　博

大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱の一部を改正する要綱

大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱（平成２０年大口町告示第２７号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「独り暮らしの者であって」の次に「次のアからオまでのいずれにも該当するもののうち」を加え、同号に次のように加える。

ア　住民基本台帳の世帯を単独で構成しており、実態としてひとり暮らしである者

イ　愛知県内に３親等内の親族がいない者

ウ　特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム又は認知症高齢者グループホームに入所していない者

エ　新規申請時に病院に入院中でない者

オ　医療給付日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課せられている者の地方税法上の被扶養者になっていない者

第２条第７号中「３月以上継続している者のうち」の次に「、次のアからウまでのいずれにも該当するもので」を加え、同号に次のように加える。

ア　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第２７条の要介護認定（同法第２８条の規定により更新された場合を含む。）において、要介護度４又は要介護度５の認定を受け、かつ、当該認定の有効期間の初日から３月以上経過している者

イ　要介護認定に係る主治医の意見書又は受給資格の申請時点の状態を示す主治医意見書における日常生活の自立度について、障害高齢者の日常生活自立度の判定がＢ１、Ｂ２、Ｃ１若しくはＣ２のいずれか又は認知症高齢者の日常生活支援の判定がⅢa、Ⅲb、Ⅳ若しくはMのいずれか判定されている者

ウ　医療給付日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課せられている者の地方税法上の被扶養者になっていない者

様式第２表面中「個人番号カード」を「マイナ保険証」に、同様式裏面２中「個

人番号カード」を「マイナ保険証」に、「詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます」を「罰せられます」に、「（問い合わせ先）」を「（問合せ先）」に改める。

附　則

１　この要綱は、告示の日から施行する。

２　この要綱による改正後の大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱第２条の規定は、この要綱の施行の日以後に第５条の申請をする者について適用し、同日前に受給者証の交付を受け、引き続き受給者証の交付を受ける者については、なお従前の例による。

（新）

様式第２（第５条関係）

（表面）

愛知県内のみ有効

福

後期高齢者福祉医療費受給者証

公費負担者番号		
公費負担医療の受給者番号		
受給者	住所	愛知県丹羽郡大口町
	氏名	
	生年月日	年　月　日
有効期間		年　月　日から 年　月　日まで
発行機関名及び印		愛知県丹羽郡 大口町長　印
交付年月日		年　月　日

この証は、マイナ保険証又は資格確認書に添えて医療機関の窓口へ提出してください。

（裏面）

注　意　事　項

1　この証は、本人以外は使用できません。
2　保険医療機関等において診療を受ける場合は、マイナ保険証又は資格確認書に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。
3　受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を　町長に返してください。
4　氏名、居住地に変更があったときは、14 日以内に、この証を添えて、町長にその旨を届け出てください。
5　加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14 日以内に、町長にその旨を届け出てください。
6　この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
7　有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、町長に返してください。
8　不正にこの証を使用した者は、刑法により罰せられます。

（問合せ先）

（旧）

様式第２（第５条関係）

（表面）

愛知県内のみ有効

福	後期高齢者福祉医療費受給者証	
公費負担者番号		
公費負担医療の受給者番号		
受給者	住所	愛知県丹羽郡大口町
	氏名	
	生年月日	年　月　日
有効期間		年　月　日から 年　月　日まで
発行機関名及び印		愛知県丹羽郡 大口町長　印
交付年月日		年　月　日

この証は、個人番号カード又は資格確認書に添えて医療機関の窓口へ提出してください。

（裏面）

注　意　事　項

1　この証は、本人以外は使用できません。
2　保険医療機関等において診療を受ける場合は、個人番号カード又は資格確認書に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。
3　受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を　町長に返してください。
4　氏名、居住地に変更があったときは、14 日以内に、この証を添えて、町長にその旨を届け出てください。
5　加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14 日以内に、町長にその旨を届け出てください。
6　この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
7　有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、町長に返してください。
8　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

（問い合わせ先）

大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
（受給資格者） 第２条　略 (1)～(5) 略 (6) 独り暮らしの者であって次のアからオまでのいずれにも該当するもののうち、高齢者の医療の確保に関する法律による医療並びに国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）及び社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた日（以下「医療給付日」という。）の属する年度分（当該医療給付日の属する月が４月から７月までの間にあっては、前年度分とする。次号において同じ。）の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次号において同じ。）又は生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第２項に規定する要保護者である者 ア　住民基本台帳の世帯を単独で構成しており、実態としてひとり暮らしである者 イ　愛知県内に３親等内の親族がいない者 ウ　特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム又は認知症高齢者グループホームに入所していない者 エ　新規申請時に病院に入院中でない者 オ　医療給付日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課せられてい	（受給資格者） 第２条　略 (1)～(5) 略 (6) 独り暮らしの者であって、高齢者の医療の確保に関する法律による医療並びに国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）及び社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた日（以下「医療給付日」という。）の属する年度分（当該医療給付日の属する月が４月から７月までの間にあっては、前年度分とする。次号において同じ。）の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次号において同じ。）又は生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第２項に規定する要保護者である者

新	旧
る者の地方税法上の被扶養者になっていない者 (7) 常時臥床若しくはこれに準ずる状態又は重度若しくは中度の認知症の状態であって、生活介護を受けていることが３月以上継続している者のうち、次のアからウまでのいずれにも該当するもので、その者の属する世帯の生計を主として維持する者が、医療給付日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される者又は生活保護法第６条第２項に規定する要保護者であるもの ア　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第２７条の要介護認定（同法第２８条の規定により更新された場合を含む。）において、要介護度４又は要介護度５の認定を受け、かつ、当該認定の有効期間の初日から３月以上経過している者 イ　要介護認定に係る主治医の意見書又は受給資格の申請時点の状態を示す主治医意見書における日常生活の自立度について、障害高齢者の日常生活自立度の判定がＢ１、Ｂ２、Ｃ１若しくはＣ２のいずれか又は認知症高齢者の日常生活支援の判定がⅢａ、Ⅲｂ、Ⅳ若しくはＭのいずれか判定されている者 ウ　医療給付日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課せられている者の地方税法上の被扶養者になっていない者 (8) 略	(7) 常時臥床若しくはこれに準ずる状態又は重度若しくは中度の認知症の状態であって、生活介護を受けていることが３月以上継続している者のうち、その者の属する世帯の生計を主として維持する者が、医療給付日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される者又は生活保護法第６条第２項に規定する要保護者であるもの (8) 略